

関係者各位 様

小諸養護学校寄宿舎入舎規定について

小諸養護学校長

日頃より、皆様には、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきまして、心より感謝申し上げます。

さて、この度、長野県教育委員会からすべての県立特別支援学校に入舎基準が示されたことを受け、本校の寄宿舎入舎における規定を策定しました。すべてのお子さんが安心・安全に入舎できるように決めさせていただいたものです。何卒ご理解いただきますようよろしくお願いします。

1 入舎対象者

本人や保護者が、共に寄宿舎への入舎を希望し、寄宿舎の支援を通して、安心安全に生活することができる児童生徒のうち、以下に該当する者とする。

(1)	教育機会の保障のための入舎	毎日の安定的な通学のため、入舎が必要であると認められる児童生徒
(2)	自立支援のための入舎	自立と社会参加に向けた力の育成のため、寄宿舎における支援が必要であると認められる児童生徒

2 入舎判断基準

(1) 教育機会の保障のための入舎

① 遠距離のための通学困難

遠距離による通学困難者の対象範囲については、以下の目安とする。

- ・自力通学により公共交通機関を利用する場合、通学に片道90分以上かかる。
- ・保護者の送迎による通学の場合、片道60分以上かかる。

なお受け入れる児童生徒の実態及び学校の状況に応じて、安全安心な支援体制が確保できるよう、入舎受け入れ人数の調整等を必要に応じて行う。

② 遠距離以外の事情により、毎日の安定的な通学が困難

家庭事情により、行政ならびに福祉などの外部機関が介入し、寄宿舎との連携が望ましいという判断があり、さらに支援会議を経た上で、本人、保護者、学校、外部機関が寄宿舎利用について妥当であると認めた場合。ただし、入舎については本人や保護者の承諾を必要とする。また、受け入れを決定する前に、退舎後の通学保障等に向け、学校、保護者、外部機関の役割を明確化し、連携して状況の改善に努める。

(2) 自立支援のための入舎

心身の状況および発達段階上寄宿舎生活が必要と認められる場合。具体的には、寄宿舎の教育目標に照らし合わせたときに、寄宿舎生活が妥当であると判断され、将来の生活自立、社会参加に向けて効果が大きいとされる場合。

(3) 入舎に係り慎重な検討が必要な児童生徒の入舎について

以下に係る児童生徒の入舎は、不可とする。ただし、下記に係る事項の中で支援体制や環境の工夫をすることにより、状況の改善・解消の見込みがあると判断できる場合は、入舎検討の対象児童生徒になる場合はある。

- ① 医療的ケアが必要な場合。
- ② 体位交換など、夜間の介助・支援が必要な場合。

- ③ 食事面における特別な配慮（特別食、アレルギー除去食）を必要とする場合。
- ④ 他害・自傷行動、破壊行動、飛び出し等で、生命の安全を確保できない場合。また、他の寄宿舍生の安心安全な生活に著しく影響すると思われる場合。
- ⑤ てんかんによる、けいれんや発作等が、医師の指示による服薬で調整されていない場合。
- ⑥ 体調不良、急病、事故等の緊急時、連絡を取れない、また迎えに来ることが難しい家庭。

3 留意事項

（１）入退舎の見直し

- ① 年度ごと、上記入舎基準に照らし合わせ、保護者、学級担任、寄宿舍担任で十分協議し、部会、舎務会、支援会議で検討した上で、寄宿舍・スクールバス調整委員会にはかる。
- ② 入舎希望者が多数の場合は、協議の上、必要性の高い児童生徒を優先する。
- ③ 寄宿舍・スクールバス調整委員会においては、上記入舎基準の他、配当されている寄宿舍職員数で、安心安全な集団生活を維持できることや、外部機関の支援情報などを加味して検討する。
- ④ 年度途中で退舎に関わることが生じた場合（以下「途中退舎」とする。）は、各部や寄宿舍での検討結果をふまえて、寄宿舍・スクールバス調整委員会で協議する。
- ⑤ 協議の結果、途中退舎をする児童生徒及び保護者は、退舎届を舎務主任に提出し、学校長、教頭、教務主任、事務長、事務担当、栄養教諭（管理栄養士）に回覧する。

（２）入舎する上での確認事項

- ① 入舎期間は、４月１日から翌年３月３１日までとする。
- ② 寄宿舍生の通学・帰省については、保護者がその責任を負う。
- ③ 寄宿舍は集団生活の場であるので、心身の不調の場合は原則として家庭に帰って静養する。
- ④ 寄宿舍で服薬する場合は、医師に処方された薬のみ使用できる。（市販薬は使用できない。）使用する際には、所定の書類の提出が必要となる。
- ⑤ 寄宿舍生による、寄宿舍施設の破損については、保護者が負担する場合がある。
- ⑥ 財布、携帯電話、ゲーム機等の貴重品については、寄宿舍職員室内の鍵のかかるロッカーおよび金庫で管理する。携帯電話、ゲーム機等は、寄宿舍のルールに基づいて使用する。

4 入舎決定のプロセスについて

（１）希望調査

- ① 懇談会での聞き取り（７月）・・・スクールバスの希望と合わせて、来年度の通学方法についての希望を聞き取り、部で取りまとめる。
- ② 入舎希望調査（９月）・・・全家庭対象でスクールバス希望と合わせて、来年度の通学方法について調査を実施する。

（２）体験入舎

- ① 児童生徒や保護者に、広く寄宿舍の様子を知ってもらう機会とし、次年度、または将来的な寄宿舍の利用を考える際に、検討の判断材料とする。
- ② 次年度の寄宿舍入舎を検討している児童生徒については、体験入舎を実施した上で、入舎を希望してもらうことが望ましい。しかし、体験入舎が、次年度以降の入舎を有利にするものではない。
- ③ 本校の児童生徒については、６月に第Ⅰ期、１１月に第Ⅱ期の体験入舎を行う。次年度に本校の入学を希望し、寄宿舍入舎を検討している外部校の児童生徒の体験入舎については、１０月中旬に行う。
- ④ 寄宿舍体験は、「下校から夕食前（１７：００）」、「下校から夕食後（１９：００）」、「下校から翌日まで」のパターンの中から、児童生徒の実態に応じて実施する

※ただし、小学部１年生から３年生については、体力面、情緒面等考慮し、１７：００までの体験と

する。

(3) 寄宿舍・スクールバス調整委員会

次年度の入退舎児生について、入舎基準にそって選考を実施する。(11月～1月)

(4) 入舎可否通知

運営委員会、職員会に提案後、学校長の決済を受ける。その後、入舎希望者全家庭に入舎可否通知を配布する。(小中学部1年生は、保護者説明会の際に配布する。高等部1年生は、合格通知と一緒に郵送する。その他在校生は、高等部合格通知発送日に配布する。)

長野県小諸養護学校

校長 藤澤里美

教頭 倉田稔 山内正隆

舎務主任 市川琴美

〒384-0083 小諸市大字市字中原 824-3

TEL (0267) 22-6300